

☆公益法人／取り組みの視点⑤(案)

北沢 栄

- ・ 指定法人は、廃止を含め見直すべきか → 「全国で1つに限った」法人指定(たとえば介護労働安定センターや二十一世紀職業財団)は「競争契約」にすべきではないのか → 官で事業を独占せず、民に開放すべきではないのか → 特殊ケースの場合、条件を明確にした「複数指定」も考えられるのでは
- ・ 登録を受け検査などを実施し、検査料等を得る「登録法人」も、同様に廃止を含め見直し、競争契約にすべきではないか
- ・ 指定を受けた国家試験、資格試験を一部法人に独り占めさせるのは妥当か → 各試験は現在でも必要性が高いか
- ・ その受験料、登録料、審査料等の設定水準は独占的業務のために高め設定ではないか
- ・ 同様に指定、登録を受けて行う検査・検定、研修、講習、検査料、講習料等は妥当か → 検査など各業務は、現在でも必要性が高いか
- ・ 国から毎年度、特定の補助金等を受けている法人の事業は、すべて競争契約にすべきではないのか
- ・ 国からの特定の補助金の支出先が決まっている法人は、これを廃止し、競争契約にすべきではないか
- ・ 補助金等で自らの収入の大半を賄っている天下り法人は、廃止を含め見直し、民間に対し補助金等の直接交付に切り替えるべきではないか
- ・ 国や独法からの補助金等を自らの調査・研究以外に他の大学や研究機関などに支出(再交付)している法人は、廃止を含め見直し、補助金等を民間の相手先に直接交付すべきではないか
- ・ 独法と類似の事業を実施している公益法人は、事業を「廃止」もしくは独法に事業を「統合」すべきではないか → たとえばヒューマンサイエンス振興財団の「政策創薬総合研究事業」
- ・ 長年使われていない遊休の「基金」などは、国庫に返納する

- 随意契約および「一者応札」の形式的競争契約をなくすため、原則、競争契約を謳った会計法 29 条を改正して違反者に対し「罰金及び公表」を義務付けるべきではないか
- 不祥事などコンプライアンスに違反した場合、当該法人の廃止もしくは将来にわたる契約停止を実施すべきではないか(農水省所管「緑資源機構」のケースでは、官製談合が発覚し、2007 年度に法人廃止へ)
- 天下り・随意契約の程度に応じて、補助金等を翌年度予算額から減額すべきではないか
- これまでの事業仕分けで「廃止」とされた事業・法人は、廃止すべきではないか → たとえば「二十一世紀職業財団」の助成金事業(行政刷新会議による事業仕分け 2009 年 11 月)、介護労働安定センター交付金事業(同 2010 年 10 月)
- 類似法人は廃止もしくは統合すべきではないか

以上